

令和3年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年1月25日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

1 番 北濱 陽子

6 番 坂下 正幸

11 番 田上 正男

2 番 池端 共栄

(欠席)

12 番 安 津久人

3 番 谷内 誠一

8 番 谷内 吉夫

13 番 田中 喜義

4 番 奥堂 敏春

9 番 山本 秀夫

14 番 新澤 晟

5 番 山本 恒雄

10 番 森谷 正美

(欠席)

(2) 欠席委員

7 番 石倉 稔

15 番 山崎 覺治

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩

事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農用地利用集積計画について

7 報告事項

(1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第2号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 8

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 山本 恒雄 委員及び 議席番号6番 坂下 正幸 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第1号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は5件です。 【議案第1号、1番から5番を議案書をもとに朗読】

	<p>合計 23 筆 20,631 m² で内訳は田が 20,477 m² 畑が 154 m² です。</p> <p>本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番及び 2 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒一 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>先日現地確認を行いました。申請番号 2 番については譲受人は市外に住所はありますが週末に実家で耕作を続けている方であり、この方が譲り受けた農地を含め今後農業を行うことについては、申請番号 1 番の方と共に周辺への影響など全く問題はないと考えられますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 3 番から 5 番について地区担当委員 議席番号 10 番 森谷 正美委員よりご意見願ひます。</p>
森谷委員	<p>先日現地確認を行いました。雪がかなり積もっておりますので、主に関係者への聞き取りの結果になりますが、ご報告いたします。申請番号 3 番については譲受人が農業生産法人としてこれまでも耕作していたものであり、問題はありません。また申請番号 4 番・5 番についてもこれまでも耕作されていたところであり、今回改めて譲受人が譲り受けても問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 1 号】は、原案どおり可決</p>

定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第 2 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書 8 ページをご覧ください。議案第 2 号の利用権設定各筆明細です。今月は 1 件です。

【議案第 2 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】

以上、合計 1 筆 1,820 m²、期間は 10 年以上で野菜です。

議長

それではこれより質疑を許します。

各委員

(意見・質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 2 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって【議案第 2 号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に【報告第 1 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

議案書 12 ページをお開きください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4 件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

合計 39 筆 5,483.32 m²です。内訳は田が 3,466.8 m²、畑が 2,016.52 m²です。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第1号】を終わります。 次に【報告第2号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第2号、1番を議案書をもとに説明】 以上、1筆 2.25 m ² で内訳はその他が 2.25 m ² です。申請地は周囲が宅地化され、他の農地とは分断されている状況にあります。総面積 577 m ² のうち 2.25 m ² を携帯電話基地局として転用するものです。
議 長	それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 1 4 番 新澤 晟委員よりご意見願います。
新澤委員	先週土曜日に現地確認をいたしました。雪ですっかり埋もれて分からない状況だったのですが、近辺の土地所有者など状況を知る人に聞き取りをした結果、周囲への影響は無いと考えます。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)
議 長	それでは、【報告第2号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第1回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。